生活交通確保維持改善計画の名称

犬山市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

犬山市の東部は標高130m~200mの丘陵地であり、公共交通不便地域の多くを占めている。また、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、鉄道沿線の地域(市中心部、西部及び南部)と比べ、高齢化率が高い地区が密集している。

犬山市では、民間バスの撤退による公共交通不便地域の解消及び高齢者などの交通弱者を対象に、主要な公共施設や市街地等へ移動する手段として、平成12年度より4路線でコミュニティバスの運行を開始した。

平成25年11月からは、バス停留所を既存バス停の83箇所から138箇所へ増設し、市外延伸を含む路線の見直しにより、路線長の合計を34.3km延ばし、110km程度とすること、また、車両の3台増車により運行便数を3~4便から5~7便・運行日数は2~3日から2~4日に拡充を図った。

平成28年度から平成29年度にかけ、OD調査や利用者アンケート調査、町内会へのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、平成30年11月からは車両を更に3台増車し8台8路線による平日毎日運行の実現に向け準備を進めている。

今後、犬山市公共交通網形成計画の策定を進め、変化する市民ニーズに対応するととも に高齢社会を見据え、コミュニティバスをはじめ市内の公共交通が市民の貴重な足として の機能を更に発揮し、市民が健康で豊かな暮らしを送るため事業を継続する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ①市内全駅での1日当たりの鉄道利用者(乗降人員)数:29,000人の維持
- ②コミュニティバス年間利用者数:90,000 人以上(補助金対象外の路線含む計8路線)

路線名(H30.11.30まで)	路線名(H30.12.1から)	目標(人)
栗栖線	栗栖・富岡線	12, 000
上野線	上野線	13, 000
今井・前原線	今井・前原線	21, 000
楽田東部線	楽田東部線	8, 000
善師野線	善師野•塔野地線	15, 000
内田線	内田線	5, 000
補助対象外路線		
楽田西部線	楽田西部線	12, 000
池野・長者町線	入鹿・羽黒線	7, 000
	合計	90, 000

(2) 事業の効果

地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、 医療機関や商業施設等への外出機会が増加し、豊かな市民生活の維持向上につながる。

- 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- ①犬山市が主体となり、高齢者運転免許証自主返納者に対する支援(コミュニティバス回数券の配布)の継続実施や、コミュニティバスの PR を推進する。
- ②平成30年12月からの再編に先立ち、新路線図兼時刻表の市内全戸配布や主要施設への乗り継ぎ情報などを提供する。
- ③時刻表検索や乗換検索サービスを展開する企業と連携し、コミュニティバスの利便性向上を図る。
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者
- ■平成30年12月1日~平成31年9月30日まで・・・ 表1のとおり
- (1) 補助対象となるフィーダー系統

	1 2 215/196	
路線	区間	運行日
栗栖・富岡線	栗栖北~城東出張所前~総合犬山中央病院	
上野線	上野南海道~犬山駅西口~総合犬山中央病院	
今井・前原線	四ッ家~市民健康館~犬山駅東口	月~金
善師野•塔野地線	善師野台北~犬山駅東口~総合犬山中央病院	(祝日含む)
楽田東部線	つつじヶ丘団地〜楽田駅東口〜総合犬山中央病院	
内田線	犬山駅西口~城前広場~犬山市体育館	

(ただし、12月29日~1月4日は運休)

- (2) 路線及び時刻・・・ 別紙参照
- (3) 運行事業者 申請段階では未定
- 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

犬山市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

補助対象事業者は未定

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

犬山市交通不便地区人口

- ・平成30年12月1日~平成31年9月30日まで … 3.050人 (表5のとおり)
- 13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

犬山市コミュニティバスは車両5台体制で運行を行っているが、内2台については、耐用年数を大幅に上回る10年以上を経過しており、安全な輸送を確保するためにも、早急な買い換えが必要となっている。

また、平成 30 年度には、8 台 8 路線による平日毎日運行の再編を検討しており、その実現のためには、現状の台数(5 台)では運行ができないため、新たに車両 3 台を導入する必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

年間利用者数を 90,000 人以上とする。

(2) 事業の効果

購入予定の車両と既存車両と合わせて、8 台体制とし、曜日運行から平日毎日運行(祝日含む)に変更することで、利用者のニーズに応え、外出促進を図る。さらに、8 台のうち 3 台については小型車両を購入し、従来の車両では通行できなかった狭隘なエリアにも対応することで、交通弱者の移動手段を確保する。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<u>【車両</u> 減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとす る場合のみ】

平成30年10月中に5台の車両を購入する予定。

(うち、2 台は H30 年度事業にかかる公有民営方式を、3 台は H31 年度事業にかかる減価償却費等国庫補助金を受ける予定)

車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。

なお、犬山市から運行事業者への運行負担金については、国庫補助金を差し引いた差額分 を負担することとしている。(詳細は表6のとおり)

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

H31 年度事業に係る公有民営方式車両購入費国庫補助金の申請予定なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

■ 平成 27 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 平成27年	・平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保
6月17日(水)	維持改善計画
	・平成 26 年度実績報告
第2回 平成27年	・平成 27 年 10 月までの実績報告
12月25日(木)	・コミュニティバス利用者アンケート調査結果
	·平成 26·27 年度地域公共交通確保維持改善
	事業に関する自己評価
第3回 平成28年	・バス停見直し案について
2月18日(木)	①上野線、②善師野線、③楽田東部線、④池野・長者町線
	⑤内田線

■ 平成 28 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 平成28年	・バス停見直し案(未協議分)について
6月21日(火)	・平成 27 年度実績報告
	・平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保
	維持改善計画
第2回 平成28年	·平成 27·28 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価
12月27日(火)	・平成 28 年 10 月までの実績について
第3回 平成29年	・平成 30 年度再編に向けてのスケジュール(案)提示
2月21日(火)	

■ 平成 29 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 平成29年	・バス停見直し案(未協議分)について
6月21日(火)	・平成 28 年度実績報告
	・平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保
	維持改善計画
第2回 平成29年	・平成30年度再編(案)についての協議
8月14日(月)	・その他
第3回 平成29年	・平成30年度再編(案)についての協議
10月2日(月)	・コミュニティバス乗車推進事業について
	・コミュニティバス利用促進事業について
	・その他

■ 平成 29 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要 (つづき)

地域公共交通会議	議事内容
第 4 回 平成 29 年 11 月 24 日(金)	・平成30年度再編(案)についての協議 ・平成30年度GWの対応についての協議 ・コミュニティバス乗車推進事業について ・コミュニティバス利用促進事業について ・その他
第5回 平成29年 12月26日(火)	・平成29年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価についての協議・平成29年10月までの実績について・期間限定乗合バス運行について
第6回 平成30年 2月26日(月)	・平成30年度コミュニティバス再編(ルート案)についての協議 ・名鉄犬山ホテルへのバス路線の延伸について ・子ども未来園の園交流等における職員の運賃について
第7回 平成30年 3月27日(火)	・平成30年度再編(ダイヤ案)について

18. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

- ①市民アンケート調査(H24.2) 15歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施し、住民の公共交通の利用実態、 不便に感じる行先、運行の要望、バスの維持に対する考え方等について意見等を把握
- ②コミュニティバス利用者インタビュー調査(H23.11) コミュニティバス運行日5日間について、全便の利用者を対象に、利用目的、改善要望等 のヒアリング調査を実施
- ③地域別検討会(H24.7.23~H24.8.10) 市内の小学校区単位の10ヶ所において、コミュニティバスの運行に関する意見、要望等を 聞き取りした。(参加者120名)
- ④バス停の意見募集(H24.9.18~H24.10.12) バス停の新設・移設・廃止について市民から意見を募集した。(21ヶ所の要望)
- ⑤市内全世帯に対して各戸回覧によるバス停留所・路線等についての意見募集 平成24年9月(21ヶ所の要望)、平成25年3月(42ヶ所の要望)、計2回、各戸回覧により路線・ダイヤ等について意見募集を実施した。⇒ 平成25年11月新運行開始
- ⑥コミュニティバス利用者アンケート調査(H26.10.24~H26.11.7) 再編1年後のコミュニティバスの利用実態や意見収集のため、全8路線のコミュニティバス利用者を対象に聞き取り調査を実施した。(165件)
- ⑦バス停留所に関する意見募集(H27.9.1~H27.9.25)バス停の新設・移設・廃止についての要望を把握するため実施した。(41件)

- ⑧コミュニティバス利用者アンケート調査(H27.11.3~H27.11.17)全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、今後の運行計画づくりに反映するため聞き取り調査を実施した。(181件)
- ⑨0D 調査 (H29. 1. 12~H29. 2. 28) 全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、0D 調査を実施した。(標本数 892 件)

19. 協議会メンバーの構成員		
関係都道府県	愛知県振興部交通対策課主幹、愛知県一宮建設事務所維持管理課長	
関係市区町村	犬山市市民部長、犬山市都市整備部土木管理課長、犬山市都市整備部 都市計画課長	
交通事業者・交通 施設管理者等	あおい交通㈱代表者、岐阜乗合自動車㈱の代表者、愛知県タクシー協会の代表者、公益社団法人愛知県バス協会の代表者、名古屋鉄道㈱犬山幹事駅長、愛知県警察犬山警察署交通課長	
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	
その他協議会が必要と認める者	中部大学教授、総合犬山中央病院地域医療連携室係長、犬山市交通婦 人会の代表者、老人クラブ連合会の代表者、町会長会連合会の代表者 (市民代表)、バス事業者労働組合の代表者	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住	所)	愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
(所	属)	犬山市市民部地域安全課
(氏	名)	小池、田中
(電	話)	0568-44-0347 (直通)
(e-m	ail)	010400@city.inuyama.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添 ○○計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。